

岩手県告示第 238 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 被処分者の名称等

- (1) 名称 レモンリース
- (2) 氏名（代表者の氏名） 主濱 正彦
- (3) 主たる営業所等の所在地 盛岡市城西町 10 番 20 号 1 階
- (4) 登録番号 岩手県知事（1）第 00969 号
- (5) 登録年月日 平成 18 年 2 月 8 日

2 処分年月日 平成 19 年 3 月 13 日